

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十一月七日

指令川建セ第二八〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年三月十三日

川建セ第二八〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字向イ八百十番一の一部及び道

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台一丁目二十六番地

昭和地所株式会社 代表取締役 船戸 きみ子